

# 帰還困難区域内等を通行される皆様へ

平成25年5月7日

福島県 道路総室 道路管理課

福島県相双建設事務所

福島県富岡土木事務所

帰還困難区域内等の県管理道路については、原発事故等の影響により、通常の維持管理ができない状況にあります。このため通行される皆様には、ご迷惑をおかけしますが、注意して通行願います。

通行の際に、お気付きのことがございましたら、情報の提供をお願いします。

## 今後想定される道路状況

- ◆ 道路面の段差・穴ぼこ・亀裂・マンホールの突出等がある状況が想定されます。
- ◆ 被災により片側交互通行になっている箇所があります。徐行して走行するなどし、絶対に進入したり近づいたりしないでください。
- ◆ 冬期間においては、早朝や夜間の除雪作業や凍結防止剤の散布が十分対応できないことが想定されます。



## 通行規制

- ◆ 道路管理者(県)が、道路を安全に通行させることが困難と判断した場合には「通行止め」を実施します。
- ◆ 大雨により、土砂崩れ等が想定される場合には「通行止め」を実施します。

福島県では、皆様が安全に通行できるよう、帰還困難区域内等の道路についても、原子力災害による規制・制限下ではありますが、適切な維持管理に努めて参ります。ご協力お願いいたします。

道路に関する連絡先：富岡土木事務所 0240-27-4605  
通行許可に関する連絡先：許可を受けた各市町村へお願いします。